

【「ワクチン・検査パッケージ制度」について】

Q 1. 「ワクチン・検査パッケージ制度」とはなにか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動の維持を目指す仕組みです。

緊急事態措置やまん延防止等重点措置の指定時等において、行動制限が行われている中、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し感染リスクを低減させ、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです[したがって、日常的に実施しなければならないものではありません（観光事業を除く。）]。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、政府又は県の判断により、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

Q 2. 飲食店やカラオケ店は必ず登録しなくてはいけないのか。登録しないと不利益があるか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」の活用は義務ではありません。

ただし、人数制限やカラオケ設備提供制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ都道府県に登録（届出）する必要があります。

Q 3. 飲食店はどのような制限が緩和されるか（どういうメリットがあるのか）。

A. 今後、岐阜県が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置地域に指定された場合、あるいは、感染が拡大している場合において知事が判断し、特措法第 24 条第 9 項に基づき、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請する場合があります。

そのような場合であっても、認証店における「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食が可能となります。

Q 4. 「同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食が可能となる」とはどういうことか。

A. 例えば、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用していない店舗に 10 人で来店した場合、2 人～4 人ずつのテーブルに別れて会食していただく必要がありますが、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した店舗の場合、一つのテーブルであっても 10 人で会食していただくことが可能となります。ただし、このような場合であっても、「利用者間の間隔の確保」「食事中以外のマスク着用」等の感染防止対策を徹底いただく必要があります。

Q 5. カラオケ店はどのような制限が緩和されるか（どういうメリットがあるのか）。

A. 岐阜県が緊急事態措置区域に指定された場合、カラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店含む。カラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）に対して休業を要請することとなります。

そのような場合であっても、第三者認証店や飲食を主として業としていない店舗（飲食業の許可を持たないカラオケ店）が「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用を受けた場合には、収容率の上限を 50%としつつ、カラオケ設備を提供することが可能となります。

Q 6. 「収容率の上限を 50%としつつ、カラオケ設備を提供する」とはなにか。

A. 例えばカラオケボックスの個室において、個室の定員人数の半分の人数までの利用であれば、カラオケ設備を提供いただくことが可能となります。

Q 7. いつまでに登録をしなければいけないのか。

A. 今後感染が拡大し、本県が飲食店に対する人数制限や、カラオケ店に対するカラオケ設備提供制限を行う前までに登録を済ませていただく必要があります。

Q 8. 制限要請中に登録すれば、登録後から制限の緩和を受けることができるのか。

A. 可能です。ただし、利用者への周知の観点から、店舗における「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用は、登録ステッカー到着後または県ホームページでの店名公表後から開始願います。

Q 9. 店舗（事業所）は岐阜県内にあるが、本社（事業者）は県外にある。この場合、どこに登録すればよいか。

A. 店舗（事業所）が岐阜県内にあれば、本社の住所に関わらず岐阜県へ登録してください。

Q10. 登録専用ウェブページとはなにか。

A. 登録の利便性の観点から、インターネット上で「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録申込をしていただけるウェブページを開設しました。郵送ではなくインターネットで申込みを希望される方はこちらからお申込みください。また、インターネット環境がない方は、市町村及び県事務所においても登録申込書をお受け取りいただけます。

Q11. ステッカー取得済店舗へはいつ登録申込書が郵送されるのか。

A. 新型コロナ対策実施店舗の認証店（ミナモステッカーの取得済み店舗）へ12月中旬に登録申込書等を郵送しました。登録申込書等が届かない場合は、コールセンターにご連絡ください。

Q12. 登録の完了はどのように確認できるのか。

A. 登録が完了した店舗については、新たに「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録ステッカーを郵送するほか、県ホームページで登録店舗一覧を公表します。

Q13. 登録ステッカーはいつごろ送付されてくるか。

A. 12月中旬以降、店舗（事業所）に対し随時発送します。送付先を本社（事業者）とした場合は、コールセンターにご連絡ください。

Q14. 登録をした後に辞退することは可能か。

A. 辞退いただくことは可能です。その場合、登録を取り消す手続きを行いますので、コールセンターにご連絡ください。

Q15. 店舗の移転等により、登録内容に変更がある場合はどうすればいいか。

A. 登録内容の変更の手続きを行いますので、コールセンターにご連絡ください。

Q16. まだミナモステッカーを持っていないが、いつから「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録できるのか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録には「新型コロナ対策実施店舗」として認証を受け、「ミナモステッカー」を取得いただく必要があります。

飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を持つ店舗の場合、認証の申請後、調査員が店舗を訪問し感染防止対策の確認を行い、対策の確認ができれば後日ミナモステッカーを送付します。ステッカー送付の際に、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録申込書も同封しますので、登録を希望する事業者様におかれましてはその際にご登録ください。

また、飲食業営業許可を持たないカラオケボックス等におかれては、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録とあわせて、ミナモステッカーの申し込みをお願いします。

Q17. 店舗が「ワクチン・検査パッケージ制度」を適正に運用しているかどうか、県が実地で確認を行うことはあるか。

A. 現在実施している感染防止対策の店舗における現地確認調査とあわせて、県が本制度の運用の確認を行う場合があります。その際にご協力をお願いいたします。

Q18. 「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録すれば、今後、休業や営業時間短縮の要請が行われても、要請に応じずに営業することができるのか。

A. 休業や営業時間短縮の要請は、「ワクチン・検査パッケージ制度」による行動制限の緩和対象ではありません。したがって、休業や営業時間短縮の要請を行った場合は、ご協力をお願いいたします（Q3及びQ5を参照ください。）。

Q19. 「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録すれば、行動制限の緩和は確実に受けられるのか。

A. 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、政府又は県の判断により、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用せず（一定の緩和措置を行わず）、強い行動制限を要請することがあります。

Q20. 「ワクチン・検査パッケージ制度」は、ワクチンを打たない人へのハラスメントに繋がるのではないかと懸念されている。また、同制度を活用しない人は制限緩和を受けることができない不利益を被るため、制度の導入をやめるべきではないか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」は、ワクチン接種歴のほか、陰性の検査結果の活用で制限の緩和を受けることができる制度のため、将来の副作用の懸念を含む健康上の理由等でワクチンの接種を受けることができない方にも、検査により「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用していただけます。

なお、同制度は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定受託事務のため、国の方針に基づき実施しているものであり、県の判断で制度の導入をやめることはできません。今後とも、本県にとって効果的な運用となるよう、国とも連携しながら進めていきます。

Q21. ワクチン接種証明等の提示により利用者へドリンク 1 杯をサービスする等、店舗独自のサービスを実施する場合であっても、本制度に登録する必要があるか。

A. 行動制限の緩和とは別に、独自のサービスを実施する場合は、登録する必要はありません。

ただし、「ワクチン・検査パッケージ」の名称を活用してサービスを実施する場合は、ワクチン接種歴または陰性の検査結果のいずれも選択可能とする必要があります（例えば、ワクチン接種歴のみを対象とする取り扱いはできません。）。

Q22. 事業者が「陰性の検査結果ではなく、ワクチン接種歴を確認できた場合のみ入店を認める」「ワクチン接種歴に加えて、陰性の検査結果も確認できた場合のみ入店を認める」とするなど、独自に運用を行うことは可能か。

A. 事業者が、行動制限の緩和とは別に独自のサービスとして実施する場合は、運用にあたって特段の制限はありません。

ただし、「ワクチン・検査パッケージ」の名称を活用してサービスを実施する場合は、ワクチン接種歴または陰性の検査結果のいずれも選択可能とする必要があります（例えば、ワクチン接種歴のみを対象とする取り扱いはできません。）。

Q23. 「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録することは、今後の時短の協力金をもらうこととの条件になるか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録そのものは、時短の協力金の申請要件ではありません。

ただし、県から行動制限を要請している場合において、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗が、ワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認や本人確認を実施せずに、「同一テーブルの同一グループでの 5 人以上の会食」や「カラオケ設備の提供」を行った場合、県からの要請を遵守していないこととなり、協力金は不支給となります。

また、「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録していない店舗が、これらの県からの要請を遵守していない場合においても、協力金は不支給となります。

なお、県からの要請の遵守状況の見回りの際に、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗における同制度の遵守状況についてもあわせて確認を行う予定です。

【ワクチン接種歴及び検査結果の確認について】

Q24. 使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。

A. 有効期限は当面設定しないこととしています。

Q25. 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目のもののみの提示でよいか。3回目接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか。

A. 3回目接種済みの場合は、接種済み証は3回目のもののみで可能です。その場合、2回目接種日から14日以上経過していることが想定されるので、3回目接種からの経過期間を確認いただく必要はありません。

Q26. PCR検査等なのか抗原定性検査なのかの検査方法を確認する必要はあるか。

A. 検査結果通知書には「検査方法」の記載もありますが、入店者・入場者への確認にあたっては、検査結果通知書の「検査結果」の項目から検査結果が陰性であるか、また、「有効期限」の項目から確認日は有効期限内であるかであるのみご確認ください。

Q27. 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査が必須か。

A. 6歳以上～12歳未満の児童については、陰性の検査結果の確認が必要です。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。

Q28. 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。

A. 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認を行ってください。

Q29. 飲食店においては、5人以上のグループのみ、ワクチン接種歴又は検査結果を確認すれば良いのか、それとも入店者・入場者全員のものを確認するのか。

A. 飲食店で同一テーブル5人以上で利用する場合には、当該5人以上全員のワクチン接種歴又は検査結果を確認してください。4人以下のグループにおいては、確認の必要はありません。

Q30. 同居家族のみのグループであっても、5人以上の同一テーブルの利用であれば、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認する必要があるのか。

A. 同居家族であることは確認が困難であることから、全員のワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認が必要です。また、乳幼児や介助者であっても「1人」としてカウントします。

Q31. 店舗において、「同一グループ・同一テーブル4人以下での利用客」と「同一グループ・同一テーブル5人以上での利用客」をゾーニングにより区分する必要があるか。

A. ゾーニング等により、エリアを区分する必要はありません。

Q32. 飲食店やカラオケ店のスタッフについても、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認する必要があるか。

A. 本制度は利用者について確認を行った上で制限緩和を行うものであり、スタッフ等に確認を求めるものではありません。

Q33. 接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないのか。

A. 店をご利用いただくことはできますが、緩和措置（同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食）を適用することはできませんので、その旨ご理解いただくようご説明願います。

また、そもそも同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認をする必要はありません。

Q34. 利用者が無料検査を受けたいと言った場合、どこを案内すればよいか。

A. 「ワクチン・検査パッケージ制度」登録店等の利用者のうち、健康上の理由等でワクチン接種ができない方が無料検査を受けられる薬局等の検査機関については、12月下旬から順次、県内各地で整備し、県ホームページで発表する予定です。